

平成22年第6回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年3月26日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外松和子  
同 委員 青木真佐枝  
同 委員 内藤幸子  
同 委員 天沼英雄  
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第24号 平成21年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価(平成20年度分)報告書について
- (2) 議案第25号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について
- (3) 議案第26号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について
- (4) 議案第27号 「練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について
- (5) 議案第28号 「練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について
- (6) 議案第29号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について
- (7) 議案第30号 「練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

2 陳情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 陳情第1号 小中学校「卒・入学式にかかわる状況調査報告票」についての陳情書について〔継続審議〕

3 協議

- (1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

4 報告

(1) 教育長報告

平成22年度予算特別委員会における質問項目について

小中一貫教育校実施計画中間報告会の開催結果について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時20分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	河 口 浩
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	高 橋 廣
学務課長事務取扱学校教育部参事	浅 野 明 久
学校教育部施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	佐古田 充 宏
生涯学習部生涯学習課長	臼 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者9名

委員長

ただいまから、平成22年第6回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が6名お見えになっている。

教育長

案件に入る前に、本日付で、郡榮作生涯学習部長が復職したことをご報告させていただきたいと思う。

生涯学習部長

本日から復職することになった。引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いする。

教育長

同時に、河口学校教育部長が生涯学習部長の兼務が解かれた。

委員長

河口部長、ご苦労さまであった。  
それでは、案件に沿って進めさせていただく。  
本日の案件は、議案7件、陳情2件、協議1件、教育長報告3件である。

- (1) 議案第24号 平成21年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価(平成20年度分) 報告書について

委員長

それでは、初めに議案第24号 平成21年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価(平成20年度分) 報告書についてである。

この平成21年度の教育に関する事務の管理等に係る点検・評価については、昨年12月から5回にわたって協議を行い、前回の会議において、「点検・評価に関する報告書」のまとめを行ったところである。

その際に各委員から出された意見を踏まえ、私と教育長および事務局とで最終的に整理し、この報告書を議案として提出することで各委員のご了承をいただいている。

本日、議案第24号として提出された報告書(案)は、このことを踏まえて作成したものである。それでは、最初に事務局から説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問等をお聞きする。

天沼委員

前回の協議で指摘したところがすべて直っているので、このとおりでお願いしたいと思う。

委員長

他には何かあるか。

青木委員

21ページの特記事項の行間が広いので、狭めたほうがよいのではないか。

委員長

16の項目の特記事項である。他にはいかがか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、ただいまの点について修正していただくということで、「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第24号は「承認」とする。

- (2) 議案第25号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について
- (3) 議案第26号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について

委員長

議案第25号「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について、議案第26「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の制定についてである。

内容的に一括で説明できる案件のようなので、一括して説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

では、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。何かあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第25号および第26号については「承認」とさせていただきます。

- (4) 議案第27号 「練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

委員長

それでは、続いて議案第27号「練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定についてである。

では、この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

何かご質問等はあるか。国庫負担金が縮減されることに伴い、教育特別手当の支給額を引き下げる改正を行わなければならないということであった。

青木委員

特別手当というのは、そもそもどのようなときに支給されるものだろうか。

教育指導課長

教員の勤務の特性として、何時間残ると製品をどれだけつくることができ、利益が出せるという性格のものではない。幼稚園、小・中学校、高校もそうであるが、勤務の特殊性に鑑み、義務教育等教員特別手当、民間で言うと残業手当に当たる部分について、その手当により教職員の残業手当に相当する額を一律に支払うという考え方に基づく措置である。

委員長

より明確になった。

教育長

特別調整手当とは違うのか。

教育指導課長

教員の手当について3点説明する。1点目が、行政系の職員より教員はもともと給料表が高い。2点目が、いわゆる人材確保法という法律があり、優秀な人材を集めるために、義務教育等教員特別手当を支給する。3点目が、当初4%であった教職調整額である。その額も徐々に下がっている。この3点をもって民間で言う残業手当にかえるという仕組みになっている。

委員長

ほかにはいかがか。

それでは、議案第27号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第27号は「承認」とする。

- (5) 議案第28号「練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について。
- (6) 議案第29号「練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について。
- (7) 議案第30号「練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

委員長

続いて、議案第28号、第29号、第30号も、一括して説明ができる案件のようであるので、そのようにさせていただきたいと思う。

では、議案第28号「練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について、議案第29号「練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について、議案第30号「練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則」の制定について、一括して説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見等をお聞きする。

外郭団体に区の職員を派遣するということは具体的にどういうことであるか。

庶務課長

現在のところ、幼稚園の先生が区の外郭団体に派遣されたという事例はない。今後も予定はされていないところであるが、幼稚園教育職員は区の職員であり、特別区人事委員会の準則に基づき規定が定められおり、区の職員と同様の規定があるため、今回区の職員と同様の改正をするというものである。

教育長

区の職員は、例えば都市整備公社などの外郭団体に派遣されることがある。幼稚園の教員が区の外郭団体に派遣されるということはまずないが、区の職員であるため対象にはなる。そのため、今回規則の改正が必要となったのである。

委員長

それでは、「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第28号、第29号、第30号については「承認」とさせていただきます。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

つぎに陳情案件である。陳情第4号「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしているが、進捗状況等に変化はあるか。

生涯学習課長

本日はご報告できる動きはない。

委員長

したがって、本日は「継続」とさせていただきたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、陳情第4号については「継続」とする。

(2) 陳情第1号 小中学校「卒・入学式にかかわる状況調査報告票」についての陳情書について

委員長

続いて陳情第1号 小中学校「卒・入学式にかかわる状況調査報告票」についての陳情書についてである。

この陳情については、本日審査を行う。審査に入る前に、前回の読み上げの際に質問があった件について、事務局より説明をお願いする。

教育指導課長

卒業式の欠席者について質問があった。昨日小学校卒業式が行われ、欠席した児童は34人であった。先週の金曜日に中学校の卒業式が行われ、欠席した生徒は114人であった。なお、入学式の数値は平成21年度のものとなるが、小学校の入学式において欠席した児童は21人、中学校の入学式で欠席した生徒が11人であった。

以上である。

教育長

教育指導課長から報告があったが、卒業式の日、状況によっては校長室で直接卒業証書を授与する場合がある。そういう子供はどのような取扱いとなるのか。

#### 教育指導課長

小学校で昨日34人の児童が欠席したが、このうちの大部分がその日の式終了後あるいは午後に、校長室で学級担任の先生、保護者の立ち会いのもとに、校長から証書を授与されている児童が多い。また証書が渡っていない児童は34人中7人である。

中学校は114人が欠席したが、小学校と同様に、同日の式終了後あるいは午後に、保護者と学年の先生立ち会いのもとに、校長から授与する形がほとんどである。現在、証書が渡っていない生徒は114人中12人である。

#### 委員長

詳しい状況をご説明いただいた。  
それでは審査に入る。委員の皆さんのご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。

#### 教育長

前回の3月16日の委員会では、教育長として、具体的な状況について職務上知っておくべきであるため、この様式については必要だということを申し上げた。その考え方は変わっていない。しかし、学校全体の事務の簡素化等を図らなければならないため、将来的にはその時にあわせて検討していきたいと思っている。

今のところは必要だと思っている。

#### 青木委員

小・中・高の卒業式に参列した経験から、迅速にその日のうちに欠席した子供たちに卒業証書を渡してあげたいと思うので、教育委員会に報告をいただいて、速やかに対応するということは必要なことだと思う。

#### 天沼委員

教育長から、前回と今回で説明があり、私もその考え方に賛成であるが、資料の中で2点ほど聞きたいところがある。

今回の卒業式で警察との連携等があったかどうかということと、マスコミ等の取材を受けた学校があったかどうかということについて教えていただきたい。

#### 教育指導課長

まず、マスコミ等の取材は、小・中学校とも全くなかった。

つぎに、警察等の連携についてである。卒業式においては、警察は、交通渋滞やトラブルを防ぐため、地区ごとに体制を組み、地域、学校の外回りを中心に、OBや地域の方の協力を得ながらパトロールを行うことが通例である。本区もそのようにしていると警察署から報告を受けているところである。

また、帰り道や公園などで児童・生徒が集まるようなところには、事故等を未然に防



ぐため、重点的についていただいくというような配慮もしていただいている。

教育長

今、天沼委員からご質問があった2点の項目についても、東京都から要求されている項目ではなく、区独自に加えている項目である。それらを含めて今後検討していきたいと思っている。

天沼委員

例えば、卒業式の後、公園等で子供たちが騒いでいたというようなことがあったのかを知りたくて質問をした。

教育長

それはなかった。おそらく、この様式を作成した当時、マスコミも来るようなことがあったのではないかと思う。私が教育長を務めている10年間は、卒業式でマスコミが来たことはない。警察の方が、何かあるといけないので学校外で警備していたことはあった。

委員長

近年はそういった警備が必要なことは特にないのか。

教育長

今年度は1件あった。その件は、保護者の方ともよく打ち合わせをした結果、警察にお願いをしたが、卒業式当日は何もなかった。

内藤委員

教育長から前回と今回お話しいただいたことは、そのとおりであると納得できる。事前にきちんと情報をつかんでおかないと、何かあった際に迅速に対応することは難しいと思うので、教育長にきちんとした情報があるということは今後も大事なことでないかと考える。

委員長

各委員からは、実態を踏まえて迅速に対応ができるように情報を把握しておくことは必要だという意見をいただいた。

したがって、この陳情については「不採択」ということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第1号は「不採択」とする。

なお、学校現場の事務等に負担がかからないように、今後、学校に対する調査等の見直しをして軽減を図っていくというお話があった。事務局においては、その点についてお願いしたいと思う。

#### 協議(1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

##### 委員長

続いて協議案件である。協議(1)これからの生涯学習のあり方についてである。  
この協議案件については、本日で4回目の協議となる。

前回の協議においては、社会教育法等の法律における教育委員会の権限などについて、各委員からご意見・ご質問をいただきながら認識を深めたところである。

本日は、事務局から資料が提出されているので、はじめに、資料の説明をお願いする。

##### 光が丘図書館長

##### 資料に基づき説明

##### 委員長

それでは、各委員から、ご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。

##### 教育長

この協議については、昨年10月の区長からの組織改正についての通知を受け、生涯学習部で担当している職務について、法律などの資料をもとに認識を深めていただいているところである。

今回は、前回の天沼委員から意見があった図書館法について、資料を提出させていただいた。図書館は、社会教育の根本を担う施設であるということは間違いのないところであり、一部の例外を除き、ほとんどの自治体では図書館を教育委員会で所管している。図書館は、公平・中立な組織が担当するのがふさわしいのではないかとことから、この法律を出させていただいた。あわせて、学校図書館法も出させていただいている。

##### 内藤委員

子供の読書活動の推進については、これからますます盛んにしていかなければならない大変重要な課題であると思う。現在、公立図書館と学校図書館の連携が盛んになりつつあり、今後さらに発展させるほうがより望ましいと思うので、教育委員会で図書館は所管していたほうが、より連携は図っていきやすいのではないかと考える。

##### 教育長

南田中図書館を設置したときに学校等支援事業を大きな柱立てとして実施を開始した。子供の読書離れが進みつつある中で、公立図書館と学校とのつながりを強めているということは事実である。

青木委員

まだまだ区全体の中で検討していくこともあると思うが、生涯学習関係では、PTA関係も、これからも教育委員会で所管すべきであると考えてるので、そのような方向で検討していただきたいと思う。

委員長

今、教育長からお話があったが、新しくできた南田中図書館では、学校支援事業をモデルケースとして実施し、今まであまり本に興味、関心のなかった子も、その支援のうちの一環である出前授業等で本に興味を持つようになり、本に触れる回数が増えたという事例も聞いている。今年は国民読書年でもあり、活字離れが言われているが、図書館は、活字文化の担い手であるため、非常に重要な位置づけがあると思う。

教育長

図書館は本を貸し出しているだけではなく、情報センターとしての役割も非常に強まってきている。そのような状況や学校との関係、あるいは区民の生涯学習の拠点として図書館はどうあるべきかということ、教育委員会としてしっかりと構築していく必要がある。また、生涯学習という概念が新しく出てきたが、社会教育という概念も残っていることを見据えながら、区長部局との関係を整理していく必要があると思う。

また検討の段階である。組織の検討委員会には、教育委員会の部課長も出ているので、教育委員会での協議の内容をおそらく反映してくれると思う。今後は、これまでの資料などをもとに勉強していきたいと思う。

委員長

各委員から、ご意見をいただいたが、本日のところはここまでとし、次回以降に「継続」ということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件については「継続」とする。

委員長

つぎに、教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、平成22年度の予算特別委員会における質問項目、小中一貫教育校の実施計画中間報告会の開催結果等をご報告させていただきたいと思うので、よろしくお願ひする。

委員長

それでは、報告の について願います。

庶務課長

資料に基づき報告

天沼委員

跡施設の活用について、8番、16番、30番があるが、どのように活用されていくかが気になる。

教育長

16番は、土支田にある第一総合調理場が、約2,000㎡近くあるが、平成22年3月31日付けで廃止になる。30番は、光が丘教育相談室が、学校跡施設に移ること伴う跡施設の活用である。また、特別支援学級の活用については、光が丘の学校跡施設に、特別支援学級が増えてきているため、そこに特別支援学級を設置してみてもどうかという質問であったと思うが、補足説明をお願いします。

学務課長

現在、光が丘第一小学校に情緒障害学級があるが、その学級が、平成22年度に定員40名のところ37名になることが予想されるため、光が丘地区のどこか1校に増設が必要ではないかという趣旨の質問であった。跡地施設の活用ということであるが、練馬区としては、長期計画に基づき地域のバランスを考えながら増設を考えているため、意見を踏まえながら充実に努めていきたいという答弁をしたものである。

教育長

ここ数年、児童・生徒数が非常に増えており、特別支援学級を毎年約2校ずつ設置している。光が丘第八小学校も特別支援学級が40人を超える状況であるため、北町小に設置を予定している。今度、特別支援学級の固定校も含めた一覧表をお出ししたいと思う。

質問は、光が丘地区に限らず特別支援学級の増設をということではなかったか。

学務課長

質問は、光が丘地区の跡施設を活用して1校増設という内容であったが、区としては、跡施設活用をして増設するという考えはないので、具体的には申し上げなかったが、長期計画に基づき増設をしていくという考え方を申し上げた。そのようなやりとりであった。

委員長

16番の、総合調理場跡施設は2,000㎡ほどあるということであったが、具体的な

検討はこれからになるのか。

保健給食課長

教育委員会内だけの活用ではなく、全庁的に区として必要な部分は何かということを経営部門として検討しており、企画課からは具体的には福祉施設も含めた形で検討しているという答弁をしたものである。

教育長

この件は長期計画に載っていなかったのか。

保健給食課長

長期計画の中では、総合調理場の廃止は出ているが、その後の活用までは載っていない。

青木委員

裏面の学校教育に関する質問内容の デジタルテレビ等購入における区内業者の発注については、具体的にどのような質問等がされたのだろうか。

学務課長

当委員会でもデジタルテレビ、電子黒板等を配備するという報告をしたところである。その後、発注、契約手続を行ったところ、金額が2億円を超えた。これは国の緊急経済対策の補助金を使い実施するものであるが、国からは、できるだけ地域の業者の発注を図るような指示もあった。一本で契約を行う方法もあったが、学校をブロック別に分け、契約の規模を小さくすることによって、地元業者への発注の促進を図ったという旨の答弁をした。区内業者にすべて発注をしたという結果であった。

天沼委員

今の件であるが、現状はどの程度各学校に設置されるのだろうか。

学務課長

2月末から3月末までの期間に、順次設置しているところである。設置する場所は、特別教室であり、普通教室などではデジタルテレビ対応はまだされていないので、それについては今後の課題である。

内藤委員

26番と27番についてお聞きしたい。

教育指導課長

26番は、都教委が問題にしている小1問題、中1ギャップについてである。これらの問題へ対応するために、40人定員としていたものを39人とし、40人になった段

階で小1と中1については学級を分割することができるという説明が都教委からあったことについて、内容の確認と区の方針という考え方の質問であった。

練馬区教育委員会としては、都の方針どおり、ただ少人数学級にするということではなく、学級を分割する、あるいはチームティーチングなどを行うという形でその2つの問題を解決するための施策として、教員の加配について考えていくという答えをした。

27番の小学校外国語活動指導員については、本区は、日本人で英語の堪能な方を指導員として配置しているところであるが、ネイティブスピーカーの活用はどうかという質問であった。

小学校の英語活動は、英語を教えるだけではなく、コミュニケーション、言葉を使った伝え合いを重視すると私どもは考えている。したがって、活動を組むのは子供のことを一番よく知っている学級担任がふさわしいと考えている。学級担任が、活動を組む際に、英語が堪能な日本人の方がより相談相手にふさわしいという考え方で、日本人で英語の堪能な方を配置している。

ネイティブスピーカーについては、そういう方をお招きして直接的な体験、交流を図るということを、特色ある教育活動の分野で総合的な学習の時間を用いて、取り入れていきたいと答えた。

#### 天沼委員

今の件であるが、以前、中教審の答申で、英語の教員が小学校へ行って授業ができるということを見たような気がするが、そのように中学校からの連携、出前授業のような形で実施するなどの計画はないのか。

#### 教育指導課長

今の質問については、本区でも石神井南中学校の英語の教員が、小学校に行き、学級担任とともにチームティーチングで専門性を持って指導している。そのような工夫をしている学校は個々にある。

ただ、全般的に中学校の教員は授業が多く、小学校にまで出向いて授業するような時間的な余裕がなかなかないという状況にある。その中で小中連携という視点で英語の教師が小学校に出向いて行っているのは、上石神井小・中、石南中、上石小、光三中、光五小などである。そのような限られた条件で努力している学校はある。

#### 委員長

今説明いただいたように、小中連携をしている学校で、何年も地道に取り組んでいる学校も区内にはある。

#### 内藤委員

小学校で平成23年度から新学習指導要領が全面実施されるが、その中で、外国語活動が授業時数にカウントされるようになることに向けて、区ではどのような対応を考えているのか。

#### 教育指導課長

新しい学習指導要領の内容が発表になった時点で、見通しを持って対応しているところである。まず、それまで小学校1年から生活科、あるいは総合的な学習の時間で、外国語活動を取り入れている学校もあるが、小学校5、6年で外国語活動を行う文部科学省のねらいは、中学校との接続を重視するということがある。私どももその趣旨にのっとり、5、6年生に外国語活動指導員をつける、あるいは、教員に対し英語ノートを使った研修や実技講習等を行うことを考えている。5、6年生の授業時数については、1学級あたり本年度は年間27時間であるが、平成22年度は31時間と4時間増としたところである。

平成23年度の本格実施の際には、31時間をさらに4時間増やし35時間とすることで、内容を充実させていきたいと考えている。また、モデル校を4校に設置していて、年間2回の公開授業を行い、多くの教員に見てもらっている。このようなことも今後とも続けていきたいと思う。

以上のような対応で、小学校外国語活動をより充実させていきたいと考えているところである。

#### 委員長

他にあるか。  
では 番に関してはよいか。

#### 委員一同

よい。

#### 委員長

それでは、報告の 番についてお願いします。

#### 新しい学校づくり担当課長

資料に基づき報告

#### 教育長

小中一貫教育校は、品川区から始まり多くの自治体で導入している。八王子でも3年前に導入した。小中一貫教育校にしてほしいという声が地域から挙がってくるのを待っているのであるが、そのような声はまだあがってないようであるため、PRに努めなければならない。

#### 天沼委員

報告会では、講師の方の話からいろいろな情報が聞け、勉強になった。第2部の質問、ご意見等では、質問等の内容から、まだ区民の方々にご理解いただけていないところがあると感じた。

報告会の開催時間などが、まだ少し地域の方に伝わっていない部分がある。桜小・中

の保護者等には、学校だよりなどを通して伝えていると思うが、区報だけで周知するのでは、まだ不足しているのではないかと思った。区報の小さいスペースに報告会の内容の記載があっただけであるので、もう少しその辺の工夫があればよかったと感じる。ただ、今回の報告会で出していただいたご意見等は、きちんとお答えできるようにしていかなければならないと思う。

教育長

特に教育に関しては、改革、改善を、すべての人の賛同を得ながら進めていくということは難しい。何もしないのが一番よいのかもしれないが、何もしなければ何も生まれてこないのである。他の自治体の先行事例を見てよい取組であるため実施してみても、なかなかご理解がいただけない部分がある。それが難しいところである。

しかし、少子化だけではなく、世の中は大きく変わってきている。したがって、教育についても、世の中の流れにあわせ、さまざまな仕組みなどを変えていかなければならない。あきらめず一生懸命努力していかなければならない。

委員長

まだ始まったばかりである。

教育長

今後は、小中一貫教育校について開校に向けたさまざまな事項を報告していきたいと考えている。

委員長

地域の皆さんが期待していらっしゃると思うので、何としましよりよい小中一貫教育校にしていくという使命が私たちにはあると思う。

委員長

他にはよいか。

委員一同

よい。

委員長

続いて、その他あるか。

庶務課長

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について、12件の申請を承認したことを報告

新しい学校づくり担当課長



3月24日に実施した光が丘地区の統合対象校の閉校式について口頭報告

教育長

4年前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員の中に1名は保護者の方を入れるということになった。練馬区では、平成15年の法律改正で保護者についての努力規定が定められた際に、初めての保護者として、山崎祐美子さんをお願いをした。その山崎祐美子さんの後に、青木真佐枝委員をお願いをした。区長は、なるべく多くの保護者の方に教育委員会に出ていただきたいという考えから、1期ということをお願いをしている。

これまで、青木委員には、いろいろご意見等をいただき助けていただいた。青木委員は4年間お務めいただいて、3月28日付けで退任されるので、本日ご挨拶をいただきたいと思う。

青木委員

教育委員を4年間務めさせていただき誠にありがとうございました。

保護者として、普段の保護者の立場からの感覚で疑問に思うことなどを委員会の中で発言させていただいた。私にとっては、この4年間は、得るものが大変多く有意義な時間であった。4年間ずっと一緒にさせていただいた委員長はじめ、加藤先生、佐藤先生、天沼先生、内藤先生、さらに、委員会の中でいつも4年間、隣で優しく助言等をしてくださった教育長、また事務局の皆様にもいろいろ助けていただいて、本日まで務められたことに大変感謝している。

4月からは、今の報告にもあったように、小中一貫教育校に向けて準備が進み、あるいは光が丘の統合新校も開始するので、それらの動きを区民の目でしっかりと見届けさせていただきたいと思う。

今後の皆様のご活躍を祈念して、退任の挨拶とさせていただきたいと思う。ありがとうございました。

委員長

これまでご苦労さまでした。

以上をもって第6回教育委員会定例会を終了する。